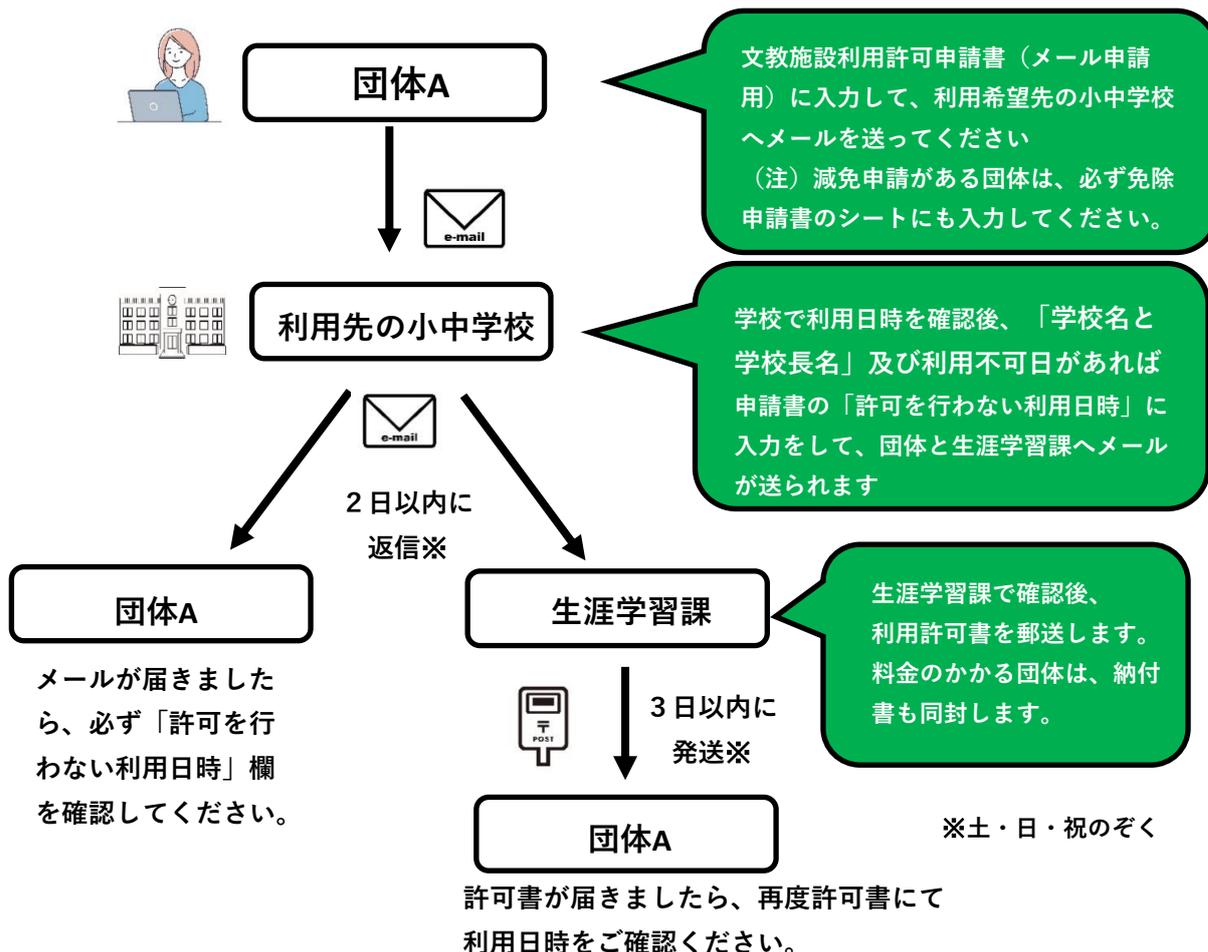


メールを使用した文教施設利用許可申請について



◆メールでの申請の場合、学校及び生涯学習課へお越しいただく必要はありません。
ただし、申請から許可書が手元に届くまで、郵送期間も含め約1週間前後かかる予定です。
申請はお早めをお願いいたします。

手順

<1団体につき、1つのメールアドレスで送信してください>

1 文教施設利用許可申請書(メール申請用)に入力する

- ・減免のある団体は、申請書の別シート「免除申請書」にも必ず入力して学校へメールして下さい。
(このシートは学校では確認せず、生涯学習課で確認します)

2 利用希望の小中学校に上記を添付してメールを送る

- ・対応の学校については、【メール申請利用可能施設一覧】で確認出来ます(R6.8現在 6校が対応可)
- ・旧西部中学校の利用は、生涯学習課(bunkyoun@city.hashimoto.lg.jp)へメールしてください。

3 学校で利用日時を確認後、メールが返信されます

- ・メールが返信されたら、「許可を行わない利用日」欄を確認してください。
- ・3日以内に返信がない場合は、お手数ですが学校へご連絡をお願いします。

4 生涯学習課から、郵便にて利用許可書が届きます

- ・利用許可書にて利用日時を再度確認してください。
- ・料金のかかる団体は、納付書も同封いたしますのでお支払いをお願いいたします。